



山形県公報

令和2年9月11日(金)
第137号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……949
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 肥料登録の有効期間の更新……………(農業技術環境課) ……952
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(最上総合支庁農村整備課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………953

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……954

正 誤

告 示

山形県告示第650号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和2年9月18日山形市に招集する。

令和2年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第651号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
天童市農業協同組合
代表理事組合長 金平 芳己
天童市老野森二丁目1-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
齋藤 紀男 山形市大字風間1116-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年9月2日
五十嵐 博 天童市大字高揃南93 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
須藤 誠市 天童市大字川原字3028-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
有路 雅樹 北村山郡大石田町大字大石田乙67-2 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
押野 哲哉 天童市大字高揃北199 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
鈴木 康裕 天童市大字寺津251 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
須藤 桂 天童市大字川原字3076 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
武田 友彰 天童市大字荒谷76 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 輝 天童市小路二丁目2-47 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
狩野 徹 山形市高原町241 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
須藤 徹 天童市小関二丁目4-18 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
滝口 翔平 天童市大字山口4059-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
松浦 英輝 西村山郡河北町谷地字東330-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
	神尾 静也 天童市大字清池43 玄米、小麦、大豆、そば		

	村山 元春 天童市久野本二丁目13-10 玄米、小麦、大豆、そば	
	今田 将文 天童市東本町一丁目11-27 ひだ まり館C102 玄米、小麦、大豆、そば	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社米の里
 代表取締役 伊藤 亮一
 鶴岡市小中島字赤沼22

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
荒田 加代子 東田川郡三川町大字横山字横山 216 もみ、玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年9月2日
荒田 祐子 東田川郡三川町大字横山字横山 216 もみ、玄米	同 左		
	石川 修 山形市緑町四丁目14-57 チサン マンション緑町205号 もみ、玄米		

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 株式会社カトーコーポレーション
 代表取締役社長 伊藤 洋三
 上山市阿弥陀地字早田705-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
加藤 洋三 上山市新町一丁目7-33 もみ、玄米、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年9月2日
西村 修 山形市瀬波一丁目4-22-203 もみ、玄米	同 左		
安達 史隆 南陽市高梨933-33 玄米	同 左		
	加藤 聡 最上郡大蔵村大字赤松663 もみ、玄米		

山形県告示第652号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。
令和2年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					名称	住所	
山形県 第417号	米ぬか油 かす及び その粉末	2.5米糠油粕 粉末	窒素全量 2.5 りん酸全量 5.5 加里全量 1.0		コーユ株式 会社	酒田市松美町13 番地212	令和 8. 9. 5

山形県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営小松原田地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
舟形町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年9月14日から同年10月13日まで
- 4 その他
 - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所
寒河江市大字幸生字カマカ沢1228-13、1228-17から1228-19まで、1228-21から1228-25まで、1449-3から1449-5まで、1450-3から1450-5まで、1450-8から1450-14まで、1452-3から1452-7まで、1453-2、1453-3、字長沢1750-7、1750-8、1750-11から1750-17まで、字ヨテカ原1806-2、1807-2、字カノマタ1238-3から1238-5まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由
用排水路用地とするため

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月11日

山形県公安委員会
委員長 柴田 曜子

山形県公安委員会規則第7号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号の表二輪又は三輪の自転車の項中「6歳未満」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月11日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,322人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 214,508人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,795人	上山市	8,691人	南陽市	8,774人
米沢市	22,475人	村山市	6,782人	東村山郡	7,197人
鶴岡市	35,532人	長井市・西置賜郡	15,354人	最上郡	10,918人
酒田市・酒飽海郡	32,971人	天童市	17,267人	東置賜郡	10,747人
新庄市	9,873人	東根市	13,163人	東田川郡	8,028人
寒河江市・西村山郡	22,301人	尾花沢市・北村山郡	6,492人		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和2年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

認定特定非営利活動法人 ほほえみサービス米沢

(2) 代表者の氏名

色摩 信司

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市門東町二丁目7番21号

(4) 定款に記載された目的

本会は、「ほほえみとまごころ」をスローガンに、助け合いの精神を基に、一般市民を対象に、サービスが必要とする人とサービスできる人とが、共に協力しあって、創造的な福祉サービスを提供し、享受され、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 4. 1	号外第10号	47	13	指定民俗文化財	指定有形民俗文化財